

水田活用作物の生産を行う農業者の農業所得を補償するための交付金の交付等に関する法律案要綱

第一 目的

この法律は、水田活用作物の生産を行う農業者の農業所得を補償するための交付金の交付等に関し必要な事項を定めることにより、水田の有効活用等を図りつつ、水田に係る農業経営の安定を図ることを目的とする。

(第一条関係)

第二 定義

一 この法律において「農業者」とは、次に掲げる者をいうこと。

- ① 農産物の販売を目的として農業を営む者であつて農林水産省令で定める要件に該当するもの
- ② 委託を受けて農作業を行う組織であつて農林水産省令で定める要件に該当するもの

二 この法律において「水田活用作物」とは、水田において生産される農産物であつて主食用米（主食用として生産される米穀をいう。以下同じ。）以外のものうち、水田における生産が広く行われ、かつ、食料自給率又は飼料の自給度の向上を図る上で特に重要なものとして政令で定めるものをいうこと。

(第二条関係)

第三 水田活用作物の生産を行う農業者の農業所得を補償するための交付金の交付等

一 政府は、毎年度、予算の範囲内において、水田活用作物の生産を行う農業者の農業所得を補償するため、当該農業者に対し、その者の水田活用作物の作付面積に応じて交付金を交付するものとする。

二 一による交付金の金額は、農業者ごとに、水田活用作物についての種類別の面積当たりの単価に、その者の当該年度における当該水田活用作物の種類別の作付面積をそれぞれ乗じて得た金額を合算した金額とすること。

三 二の単価は、一による交付金の交付により主食用米に係る標準的な所得の額と水田活用作物に係る標準的な所得の額との差額の補填を図ることを旨とし、水田活用作物に係る種類別の標準的な収入及び費用の額を考慮して、農林水産大臣が定めるものとする。

四 政府は、一による交付金のほか、毎年度、予算の範囲内において、水田の有効活用及び地域の農業の振興を図るため、主食用米以外の農産物のうち農林水産大臣が都道府県ごとに当該都道府県知事の意見を聴いて指定するもの（以下「地域作物」という。）の生産を行う農業者に対し、地域作物の作付面積に応じて交付金を交付することができる。

五 四による交付金の金額は、農業者ごとに、地域作物についての種類別の面積当たりの単価に、その者の当該年度における当該地域作物の種類別の作付面積をそれぞれ乗じて得た金額を合算した金額とすること。

六 五の単価は、水田を有効活用して地域作物の生産の振興を図ることを旨とし、地域の特性を考慮しつつ、農林水産大臣が、都道府県ごとに、当該都道府県知事の意見を聴いて定めるものとする。

七 農林水産大臣は、物価その他の経済事情に著しい変動が生じ、又は生ずるおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、二又は五の単価を改定することができる。

八 農林水産大臣は、二又は五の単価を定め、又は改定しようとするときは、食料・農業・農村政策審議会
の意見を聴かなければならない。

九 農林水産大臣は、二の単価を定め、若しくは改定したとき、又は四の指定をし、若しくはその変更をし、若しくは五の単価を定め、若しくは改定したときは、遅滞なく、これらを告示するものとする。

(第三条関係)

第四 調査

農林水産大臣は、この法律の適正な運用に活用するため、農産物の生産及び販売の状況その他必要な事項について定期的に調査をするものとする事。

(第四条関係)

第五 地域農業協議会

地方公共団体及び農業に関する団体その他の地域の関係者は、地域作物の生産の振興その他地域におけるこの法律に基づく措置の円滑な実施に資する事項について協議するため、地域農業協議会を組織することができる事。

(第五条関係)

第六 交付金の交付の申請等

第三の一又は四による交付金（以下単に「交付金」という。）の交付を受けようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、農産物の生産又は農作業の受託に関する計画書その他の農林水産省令で定める書類を添付して、農林水産大臣に交付の申請をしなければならない事。

(第六条関係)

第七 交付金の返還

一 偽りその他不正の手段により交付金の交付を受けた者があるときは、農林水産大臣は、その者に対してその交付を受けた交付金の全部又は一部の返還を命ずることができる事。

二 一により返還を命ぜられた金額を納付しない者があるときは、農林水産大臣は、期限を指定してこれを督促しなければならないこと。

三 二による督促を受けた者がその指定期限までに一により返還を命ぜられた金額を納付しないときは、農林水産大臣は、国税滞納処分の例によりこれを処分することができること。

(第七条関係)

第八 報告及び検査

農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、交付金の交付を受けた者等に対し、必要な事項の報告を求め、又はその職員に、事務所等に立ち入り、帳簿その他の物件を検査させることができること。

(第八条関係)

第九 罰則

交付金の不正受給、報告義務違反、立入検査の拒否等に対して所要の罰則を設けるものとする。

(第九条から第十一条まで関係)

第十 その他

一 施行期日

この法律は、一部を除き、令和五年四月一日から施行すること。

(附則第一条関係)

二 その他

その他所要の規定の整備を行うこと。